

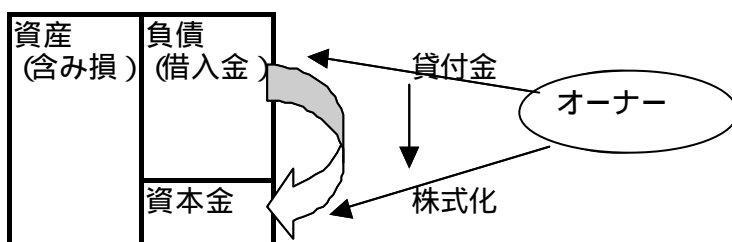
7.債務超過会社へのオーナー貸付金は、債務の株式化 (DES)が効果的

Q7:自分が経営する会社に、資金繰りのために多額の個人貸付を行ってきましたが、相続の際は貸付金として評価されて大変だと聞きました。何か良い方法はありませんか？

A7:会社が、不動産等に含み損を抱え、実質債務超過であり、かつ返済の見込みも望み薄なのに、オーナーの貸付金がある場合には貸付金券面額に対して相続税が発生してしまいます。一方、会社の株式の評価にはマイナス評価はありませんので、たとえ債務超過でもゼロで止まってしまいます。

そこで、貸付金や未収入金 (会社から見れば借入金や未払金)を資本金の増資に充当し、株式の評価に代えることで評価を下げるすることができます。これを債務の株式化 (デット・エクイティ・スワップ=DES)とします。次の図を見てください。

貸借対照表



会社に貸し付けている資金を、会社の増資に充てることは、現物出資に該当します。商法改正により、弁護士(法人)・公認会計士(監査法人)・税理士(法人)の証明を受けたときには、裁判所の選任した検査役の検査が不要となり、手続きが簡素化されました。

貸付金が株式に代わったことで、債務超過会社の資本充実にもなり、相続税の軽減にもつながります。ところで、債権者が個人の場合、DESの対象となった金銭債権の譲渡をしたことによって取得した株式の時価(時価ベース債務超過によってゼロ)のほうが低い場合には、「債権の譲渡損失」が発生します。この譲渡損失は、個人の営む事業の遂行上生じた金銭債権ではないため、家事関連費とされ必要経費に算入できません。

また、このような、金銭債権の現物出資によるDESを行う場合、その発行価額をいくらにすべきかという問題が発生します。時価ベース債務超過会社で、DESを行った後、なお債務超過を解消しない場合には発行価額をいくらにしようがDESの前後の株式価値はゼロのままですから、税務上株主間の贈与・寄付は生じません。平成13年の商法改正により、株式の額面制度が廃止され、この結果、額面を基準にした最低発行価額というものが存在しなくなっています。そこで一株1円で発行しても問題なく、会社と債権者の間で決定すればよいことになります。

会社の財務内容の健全化と相続税対策にもつながりますので、ぜひ検討すべきでしょう。